

# スウェーデン第三国定住難民の受け入れ定住支援策

— ユースダール市<sup>(1)</sup>の LANDA プログラム —

可部州彦

## 1. はじめに

本稿は、公益財団法人笹川平和財団「難民受入政策の調査と提言」事業（2011年度～2013年度）の一環として2012年に行った北欧（スウェーデン<sup>(2)</sup>・デンマーク・ノルウェー）調査の結果に加えて、2015年度「よりよい難民受け入れに向けて」事業の一環として2015年8月～9月に実施したスウェーデン調査を、文献調査に加えて政府関係機関、国際・国連機関、難民受け入れ自治体担当者へのヒアリングについて特にスキームに関してまとめたものである。この調査の目的は、特に昨年から急増しているシリア難民の受け入れに積極的に取り組んでいるスウェーデンにおいて、保護から社会統合を担う自治体の定住支援スキームを通じた第三国定住難民受け入れ<sup>(3)</sup>とその実績への理解を深め、今後、日本の自治体が難民受け入れを議論する際の一助となる知見を得ることである。

## 2. スウェーデンにおける難民の受け入れとその実績

1950年代には始まっていたスウェーデンにおける第三国定住型の難民の受け入れは、その理念として人道主義・人権尊重を挙げており、国際問題へ積極的に関わっていくという貢献そのものに

意義を見出している。このようなスウェーデンの立ち位置は、政府が目指すところでもある。また、スウェーデンに定住した難民は、将来スウェーデン社会を担う貴重な財産として位置付けられている。彼らが社会の担い手になるまでには時間がかかるが、長期的視野で成果を評価すべきと、スウェーデン政府は認識しているのである。

難民は、保護ニーズの高さや緊急性により、スウェーデン政府の外国人法にもとづいて選考される。事前に、UNHCR<sup>(4)</sup>からのブリーフィング、司法省を中心とする関係省庁、及び自治体との協議を経て、最終的には議会の予算承認をもって決定される。議会は、司法省からの推薦・提案にもとづき、2008年からは毎年1,900名の第三国定住難民を受け入れるとしている。障がい者や重篤疾患患者を受け入れることへの制約も少なく、難民の人生が「より良く」と見込まれる際には、積極的に受け入れる場合もある。

図表1に、スウェーデンにおける難民受け入れの実績（2007-2015年）をまとめている。現在、スウェーデンはUNHCRの第三国定住優先順位に従い、2014年における第三国定住の枠組みでの受け入れ難民の国籍上位4カ国は、シリア、ソマリア、アフガニスタン、エリトリア<sup>(5)</sup>である。2015年は、1,900ある第三国定住枠にシリア国籍難民に対して優先的に700枠を割り当てる<sup>(6)</sup>と表明している。

図表1 スウェーデンにおける難民受け入れの実績 (2007年～2015年)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
条約難民	1,113	1,934	1,824	2,304	2,870	4,617	7,646	11,341	n/a
人道的配慮	3,938	1,571	995	860	1,345	1,328	1,378	1,685	n/a
第三国定住	1,845	2,209	1,936	1,786	1,896	1,853	2,187	1,971	1,900

(出典) スウェーデン政府移民庁 (<http://www.migrationsverket.se/>) 資料等より作成

(注) 2015年の第三国定住の数は目標値

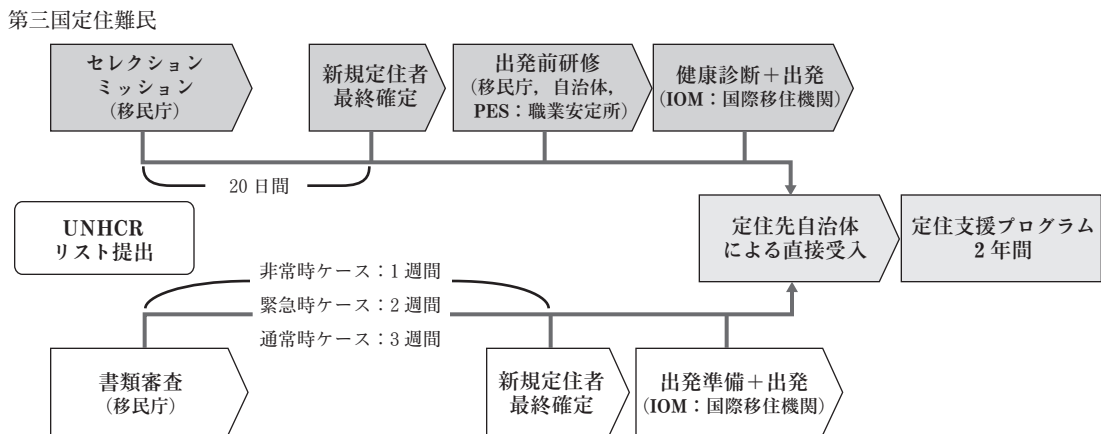
### 3. 制度設計

第三国定住難民の受け入れは、スウェーデン政府の移民庁、県、そして基礎自治体であるコミュニティによる三者での協定によって決定される。自治体による難民の受け入れは任意であり<sup>(7)</sup>、最終的な可否は自治体が決定権を有している。受け入れを決めた場合、自治体の担当部局や国の出先機関である Public Employment Service (Arbetsförmedlingen) が、定住支援（主に経済的自立）プログラムを実施する。PES は、日本でいうハローワークの機能をもつ組織である。定住支援サービスには、住宅支援、学童保育、市民生活のため

のオリエンテーション、外国人のためのスウェーデン語授業、スウェーデン文化・社会理解授業、職業訓練のサービスといった支援スキームがある。なお、スウェーデン政府は、受け入れ自治体での定住適応性 (Settlement Potential/Integration Potential) に関する選考材料を規程していない。とはいえ実際には、難民キャンプでの選考の際には、就労能力を含む定住適応性を判断する質問が面接にておこなわれるという。

移民庁は、難民キャンプ地でのセレクションミッションと書類審査の両方を考慮し、新規の第三国定住難民を選出する (図表2)。その割合は半々である。全てのケースは、スウェーデンの「外国人法」に照らし合わせて評価され、移民庁職員が

図表2 スウェーデンにおける第三国定住難民受入フローチャート



庇護申請者  
書類でのセレクション (非常時, 緊急時ケースを含む)

出典: ICMC, 2013, "Welcome to Europe! A comprehensive Guide to Resettlement", p. 256 から筆者作成

最終的な受け入れ可否判断を行う。難民キャンプで行われるセレクションは、面接から決定までおよそ20日間を要する。決定は、自治体が受け入れる2ヶ月前に決定がなされることが望ましいと考えられている。書類審査の場合、非常時は1週間、緊急時は2週間、通常のケースでは3週間ほど時間を要す。また、スウェーデンでは、他国で受け入れ拒否をされたケースを独自に検討することがある。その場合は、UNHCRが拒否の理由をスウェーデン側に開示することになっている。その後、移民庁はUNHCRから提供された資料をもとに、改めて受け入れの可否を決定する。

受け入れ決定後、候補者情報(Refugee Referral Form)に記載されている情報は、受け入れ各機関に伝えられる。更に、セレクション時に行った文化オリエンテーションを通じて、自治体職員が得た情報は帰国後ただちに関係者に共有される。このような情報は、空港への難民出迎え、住宅への入居、そして定住プログラム実施に向けた準備に活かされる。

上記のプログラムは、難民一人ひとりのニーズにもとづき、関係機関・職員が密接に協議しながら実施される。例えば、市民生活オリエンテーションのなかでは、多様な社会的背景を有する新規定住難民に向けて、スウェーデン社会で期待される振る舞いや社会的な価値観、例えば民主主義の基本的価値や市民の平等、男女平等参画について学

ぶ。こうした内容は、スウェーデン語授業と並んで重要視されている。上述のオリエンテーションへの参加は義務付けられている。なぜなら、難民がスウェーデン社会において個人の義務と権利について明確に理解するために、共通の行動様式を持ち社会を支える一員となるために、さらにはその社会参加と就労を促進するために、同プログラムが不可欠であると考えられているからである。このようなオリエンテーションを含む定住プログラムへの参加期間は、個人の自立計画表に基づき異なると言われている。実際には、スウェーデン語授業、スウェーデン文化・社会理解授業、そして職業訓練を含む2年間が一つの目安期間である。

スウェーデン政府の移民庁によれば、第三国定住難民の受け入れ予算は、2013年時点で、年間44ミリオンユーロである。上述の各種プログラムを通じて行われる難民への支援は、この予算枠のなかで行われる。また、図表3からもわかるように、就労可能年齢(20歳~64歳)、児童(19歳以下)、及び高齢者(65歳以上)で1名あたりの補助金額が異なる。一般補助金は、総額を8分割し3ヶ月ごとに中央政府から自治体に支払われる。自治体には難民1名あたりの補助金の使い道に関して裁量が認められ、難民の定住そして自立という目的に照らしあわせて使用用途や使用金額が定まる。

実際には、難民の受け入れには予測不可能な問

図表3 自治体への対象者別補助金一覧

対象	年齢	一般補助金 (Standard Grant)	限定補助金 (1回限り)
成人	20~64歳	82,200 SEK/2年間	7,500 SEK
子ども	19歳以下	82,200 SEK/2年間	3,000 SEK
高齢者	65歳以上	51,400 SEK/2年間	なし

出典：ICMC, 2013, "Welcome to Europe! A comprehensive Guide to Resettlement", p. 257 から筆者作成  
 〈注〉 一般補助金は、難民が定住プログラムへの参加が義務づけられている2年間にかかる財政補助、プログラムを担当する自治体職員給与、一般教育・語学教育、就労訓練費、保育費など全ての経費を充当する。ただし、自治たが持ち出した金額の全てを補填するとは限らない。

題が発生することが多々あるため、予算には柔軟性を持たせている。目安として、補助金のうち80%を通常オペレーションコストとして使用し、残り20%を緊急課題への対応のために残しておく。財源的余力を作ることで、ひと・もの・かねといったリソースを戦略的に使い、また、一部の支援機関・者に過度の負担が発生することを回避することが可能である。

#### 4. プログラム内容

スウェーデンの定住支援事業は、出国前研修と定住後に参加する自治体内での定住支援プログラムから構成される。同プログラムは、各自治体が受け入れる難民のニーズを踏まえ、また自治体の特色を活かして企画立案される。ここでは、一般的な定住支援プログラムを俯瞰しつつ、訪問をしたユースダール市で実施されている、出国前研修を含む形での定住支援策である LANDA プログラムのスキームとサービス内容に焦点をあてる。

##### 4-1 出国前研修

難民キャンプでのセレクション時に受け入れ可とされた難民に対してスウェーデン社会への理解を深めてもらうため、1週間、あるいは場合によってはそれ以上にわたる「文化オリエンテーション」が、移民庁や受け入れ自治体の職員により実施される。これは、スウェーデン語、及びスウェーデンの文化・社会・政治・経済・生活環境に関する理解を深める研修プログラムである。その構成や期間は、受け入れる難民のニーズや予算状況により異なる。いずれにしても、5~10時間分のスウェーデンに関する情報提供がワークショップ形式で行われる。

オリエンテーションでは、難民がスウェーデン

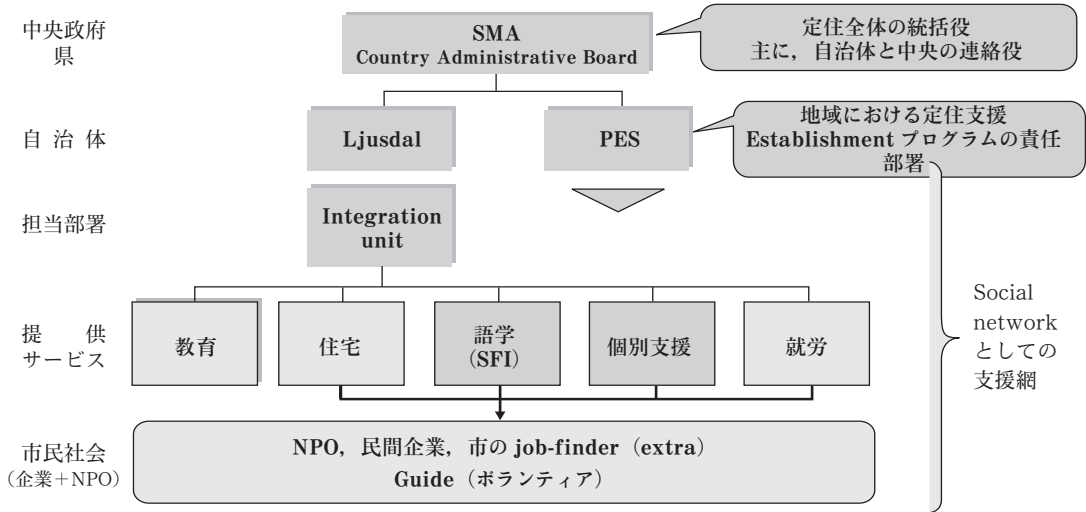
の基本的な情報を知ること、また、片言のスウェーデン語で挨拶、自己紹介が出来るようになることが期待される。挨拶や自己紹介は、受け入れ社会と繋がりをつくるきっかけの一つである。特に、定住直後は顔と名前を知っている身近に相談できる人がいるかどうか非常に重要である。この初期の段階は、より多くの人たちと関係性を築けるかという逃しがたいタイミングでもある。

訪問したユースダール市（ユースダール Municipality）では、独自の定住支援プログラム（図表4：LANDA プログラム）を行っている。LANDA プログラムと呼ばれる新規定住難民向けプログラムにおいても、出国前研修として文化オリエンテーションプログラムを実施する。ユースダール市の定住支援担当課職員が、現地難民キャンプで定住先の文化社会の情報を容易に伝えるために自作の動画など視覚に訴える資料を使い説明する。その目的は、出発前の難民の不安を取り除くこと、そして定住前の理想と実際の現実のギャップを早期に埋めること、すなわち期待値のコントロールである。このプログラムには先輩にあたる既存定住難民も参加する。こうした環境作りにより、難民はより質問をしやすくなり、本人に期待されていることについても理解が進む。同時に、自治体や難民の子どもを受け入れる学校にも、新たに迎え入れる難民についても説明をする。より迅速に対応できるよう、受け入れ側に意識させるためである。

##### 4-2 自治体での定住プログラム

2010年12月以降、自治体レベルでの定住支援プログラムは、国の就労支援機関である PES の責任で、自治体との協業のもとで行われている。自治体側では、定住・統合課が主要なアクターである。定住支援を通じた「統合」について、ユ-

図表4 ユースダール市の定住支援スキーム



出典：2015年8月29日ユースダール市定住支援担当者へのヒアリングから筆者が作成

図表5 定住支援サービス LANDA プログラムフェーズ別行動指針

	出国前 (Leaving)	到着時 (Landing)	到着後 (Living)
受入側 (自治体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMA への連絡, 情報交換 (難民到着の2ヶ月~2週間前を目安)</li> <li>住宅の確保</li> <li>学校, 保育園の調整</li> <li>大人向けの学校の調整</li> <li>PES との調整</li> <li>健康チェックの調整 (出国前にキャンプで行わないため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港出迎え, アパート, Swedish Tax Agency への同行</li> <li>PES や自治体の Integration Unit への案内</li> <li>街 (地域) の案内</li> <li>学校及び教員との顔合わせ</li> <li>保育園及び保育士との顔合わせ</li> <li>PES での Individual plan 作成</li> <li>SFI 等の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Introduction plan プログラム参加に伴う introduction benefit/financial assistance の整備及び支払い</li> <li>定期的なモニタリング</li> <li>Benefit は, 1名あたり1日308 SEK (4,000円程度)</li> </ul>
難民	<ul style="list-style-type: none"> <li>(難民キャンプにて) 自治体職員などから CO を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Individual plan の作成, plan プログラムへの参加開始</li> <li>生活環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Individual plan の作成, plan プログラムへの参加 (最大2年)</li> <li>Civic/Cultural オリエンテーションや, 就労訓練など, 経済的自立に向けたプログラム参加</li> </ul>

出典：2015年8月29日ユースダール市定住支援担当職員のプレゼンテーション資料とヒアリングをもとに筆者が作成

スダール市就労支援担当課長は、「ジグソーパズル」と述べた。様々なピースとピースを組み合わせ、ひとつのイメージをつくる。現場では、難民というピースと受け入れ側のピースが最初からきれいに合うことはない。お互いを受け入れるために、お互いを変えていく。このプロセスと結果が「社会統合」と考えられている。

PES スタッフは難民の自立案内役としての役割を期待されているが、実際には窓口業務以上のことが出来ていない。そのため調査で訪れたユースダール市では、難民定住支援のためのローカルチームが結成されている。このチームは、ケースワーカー、先輩難民 (通訳・カルチャートレーナー)、行政担当者など総勢6名から構成される。

図表6 LANDA プログラム  
Leaving (出発前) 活動の様子



図表7 LANDA プログラム  
Landing (到着時) 活動の様子



出典：ユースダール定住支援担当職員プレゼンテーション資料より

一番新しいメンバーは2013年から難民の就労支援を担う Job finder である。主に、PES が提供する様々な支援策をうまく活用しながら難民と企業のパイプ役、フォローアップ役として難民の就労実現に奔走する。また、難民とのコミュニケーション役、および難民と受け入れ社会の橋渡し役として通訳や文化理解促進役を務める3名も、元第三国定住難民で、かられも同様に、市のスタッフとして採用されている。教育やコーチング能力に長け、難民にとっての伴走者として期待されている。ユースダール市のローカルチームに対して、地元の政治家、行政官、そして難民コミュニティはその活動を高く評価している。

ユースダール市独自の定住支援サービス(図表4、及び図表5)は、前述の出国前研修の文化オリエンテーションを Leaving (出国前) プログラムとして位置づけ、Landing (空港・自治体到着時)、そして Living (定住) プログラムの三つのフェーズから構成される。この LANDA プロジェクトの目的は、難民は定住自治体先で、よりスムー

ズかつ早期に自立の足場を固めることである。すなわち、LANDA プロジェクトに参加することで、言語や社会習慣に体现されたスウェーデンの行動様式や価値基準への理解を通じ、社会統合に進むことが期待されている。

Landing (到着時研修) でも、Leaving (出国前研修) に引き続き、文化オリエンテーションが重要視されている。空港に到着時には歓迎会をおこない、難民と地元住民との交流の場を設ける。その後に、4日間のオリエンテーションが行われる。その内容には、地理や経済、お金の使い方、また、権利や義務についての考え方も含まれる。このような時間を通じて、その後発生するであろう理想と現実のギャップに備え、定住支援サービスの円滑な導入につなげるのである。初期のオリエンテーションの際には、地域の様々なアクターと交流を持つ機会がある。税務署、学校、PES、保育所など、生活のうえで必要な場所に訪問し、キーパーソンとの顔合わせをおこなう。

Living (定住) フェーズでは、難民一人ひと

図表 8 LANDA Living (到着後) 活動の様子



出典：ユースダール定住支援担当職員プレゼンテーション資料より

りの自立計画表にもとづき、各々のキャリアに沿った自立を目指す。具体的に、難民は、スウェーデン語教育と市民社会オリエンテーションに参加する。16歳以上の参加者は、市民社会オリエンテーションに10～12週間（合計60時間）受講する。ここでは、スウェーデン社会を担う一員としての行動様式や、ホスト社会の価値体系の確認などに注力されている。20歳～64歳までの難民に対しては、PESが担当している職業訓練等のプログラムが提供される。

ユースダール市では、スウェーデン語授業と職業訓練をパッケージ化した就労準備プログラムを実施しており、この取り組みは、EU各国や他の自治体からも注目を集めている。全ての基礎となるスウェーデン語授業は、15週間（合計525時間）提供される。単に文法や語彙を教科書から学ぶだけではなく、様々な店舗や病院など具体的に

使用するシーンを想定したカリキュラムが用意されている。職業訓練では20～80週間の専門的なプログラムが用意され、資格獲得を目的に専門的な訓練が提供される。ここには、企業における職業体験も含まれ、特にOn-the-Job Trainingが重要視されている。Job Finderは、まず企業と連携をして難民のOJT機会を創出し、難民の雇用適用性（employability）および企業の受け入れ実現性を高める場作りを行っている。

しかしながら、就労訓練はこなせるもPTSDや様々な要因が影響し就職に結びつかない難民も多数いる。ユースダール市では、職業訓練後、短期的に就労に結びつかない難民に対して、リハビリテーションを兼ねた長期OJTプログラムを提供する「社会企業」を市の予算で設置し、実際に業務に携わりながら難民が本就労の準備を進めている。

スウェーデンにおける難民の受け入れは国家主導型であるが、市民社会組織の果たす役割にも強い期待が向けられている。例えばユースダール市では、難民とホスト住民の交流促進のためにWorld-Dayというイベントが開催されている。このイベントでは、移民や難民がユースダール市に定住して以来、この地域がモノカルチャーからマルチカルチャーになり、今では様々な食文化や芸能で溢れていることが強調される。このイベントには、ユースダール市、ビジネスセンター、VIF（統合友好協会）、生涯学習協会、エスニックレストラン、ユースダール赤十字、カレン族スウェーデンコミュニティグループなど、多様な個人と組織が関与している。

## 5. 課題と考察

スウェーデンにおける難民受け入れの課題は、

大きく分けて五つある。第一に庇護申請者の急増への対応である。2015年12月1日の時点で、前年度比2倍に近い149,028名<sup>(8)</sup>の新規庇護申請者を記録し、自治体の受け入れ能力のひとつである住宅数の確保が限界に達した<sup>(9)</sup>。スウェーデン移民庁は、2015年11月26日の時点で住宅確保の保証が出来ないと声明を発表した。その結果、これまで難民受け入れを行っていない自治体に対して働きかけ、あるいは全自治体での難民受け入れ義務化への動きが加速する中、スウェーデン全体で難民の受け入れシステムが飽和状態になり、自治体にいっそう大きな負担を強いる懸念が現実化している。

第二に、定住した難民の自立までにかかる期間の長期化である。定住1年目の難民の就職率は、10～15%、また3年後では36%である(図表9)。定住した難民が最初の仕事を獲得するまでには平均7年間かかるという。実際にユースダール市での調査でも、5年以上滞在しているカレン族の女性から、就労は希望しているが、言葉を習得できず、

家に閉じこもっているという現状を聞かされた。難民自身も仕事を求めて大都市に移動する傾向があるが、都市部でも難民のスキルに見合う仕事があるわけではない。そして、その間の社会保障費は自治体の負担になる。とはいえ、スウェーデン人でも就労するまでに受ける教育は最低7年間であり、高等教育へと進めばさらに期間を要す。新規定住難民の就労に平均7年程度かかることは、難民キャンプでの生活など彼らのこれまでの背景を考慮すればなんら不思議ではない。また、誰もが難民を労働力としてみなしているわけではない。難民には、子どもや老人も含まれる。就労に力を入れることで、就労以外の分野でのサービスを劣化させるべきではない。とはいえ難民にとって就労が重要であるのは、経済的自立と社会参加、そして社会を担う一員としての意識と自信へとつながるからである。

第三に、中央政府と自治体の関係から生ずる課題がある。とくに2010年の定住支援スキーム改革後に、誰が具体的にどの定住支援サービスを行

図表9 スウェーデンにおける難民の就職率推移(1997年～2007年)

		滞在年数										
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
年	1997	9.8	17.9	30.6	38.7	43.8	46.6	48.3	49.7	55.3	58.8	59.7
	1998	11.6	24.1	33.6	38.5	42.7	45.6	47.4	52.1	57.1	57.9	
	1999	13.5	22.6	28.8	34.4	38.4	40.5	46.2	52.1	54.5		
	2000	11	18.6	25.3	31.1	35	42.3	47.8	50.2			
	2001	9.7	16.9	23.6	28.7	36.8	44.1	47.3				
	2002	9.3	16.6	23.2	32.8	41.1	44.6					
	2003	10.7	17.5	27.6	35.9	40.9						
	2004	10.4	18.9	28.7	35.8							
	2005	15.6	26.8	36.5								
	2006	17.5	27.2									
2007	10.2											

出典：STATIV database, Statics Sweden に基づいて筆者が作成

〈注〉 対象者は、20歳～64歳の難民男女



うのかが不明確になり、受益者である難民を中心に、現場での混雑が発生した。経済的自立までの経過時間を短縮させるために、これまでの定住支援主体を自治体から PES に移管したが、その結果は、その自治体が有する社会資源等、諸条件によって大きく異なる。様々な就労候補先が検討できる都市部では、現行の PES 主導モデルは以前に比べてよく機能しているという見解もある。制度が機能するかどうかは、難民の置かれた状況にも大きく依存しているのである。

第四に、難民が、自治体、PES、そしてボランティアなど様々なサービス提供者に囲まれていることに由来する課題がある。これらの支援分野には重複があり、また、サービスの質にも差がある。難民は、相談しやすいところを訪れるが、そこが最も妥当な支援組織であるとは限らない。結果として、負担を偏重させると同時に、難民を混乱させることもある。難民が望む支援をおこなうために、誰が、何を、どこまで、どうやって行うのかについて、受け入れ社会側（支援機関同士）の情報交換や支援イメージのすり合わせが重要である。そのためには各関係者の人間関係と信頼関係が欠かせない。そして、難民をゲストではなく一緒に地域を担っていくメンバーとしてみなすこと、社会の一員として期待すること、すなわち求めることをきちんと伝えることが大切である。

第五に、かつてないレベルで急増する新しい移民や難民の受け入れに対する世論が以前と比べて硬直化している点あげられる。2012年時点では特定の地域にとどまっていたものが、2015年秋にはより広い地域で、極右グループに限らず、難民に対するネガティブな反応が広がっている。2016年1月25日にスウェーデン西部の難民受け入れ施設で働く女性が殺害されたことをきっかけに、2016年1月29日には、反移民を訴えるビラ

を配っていた覆面姿の極右グループなどの男ら約50名が難民や移民を狙って次々に通行人らを襲撃する<sup>(10)</sup>など、今後、自治体での難民受け入れに支障をきたす懸念が指摘されている。

## 6. 最後に

「なぜ、北欧では（第三国定住）難民受入を行うのですか？」2012年9月、筆者がスウェーデンの首都ストックホルムにある UNHCR（国連難民高等弁務官室）北欧事務所を訪問した際、北欧地域の定住担当官である Ms. Karin Davin に、まず最初にした質問だった。「そういう質問は今まで受けたことがないです。」そして「物心ついたときから難民を受け入れることは当たり前でした。身近に難民がいる、何かをしてあげたい。それ以上、特になぜ受け入れるのか意識したことがありません。」と言い、「東北大地震で困った方々を目の前に、あなたはどうか感じ動きましたか？私にとってそれが難民に対するものです。」

難民受け入れは、保護から社会統合へのストーリー作りである。入り口段階では保護の観点から難民が安心、安全に生活できる法的、および実際の住環境整備がホスト社会に求められる。そして、社会統合準備期間中の難民が様々な教育を受け、自身の経済的な自立達成や社会活動への参画を通じた地域社会を担う一員となり活躍出来る社会作りが出口として、難民とホスト社会の双方に期待される。そのためには、難民の受け入れを長期的な視点で捉えることが重要である。なぜなら、難民自身をはじめ、ホスト社会の企業、教育機関、支援団体など多様な地域プレイヤーと社会資源を巻き込みながら、保護から社会統合支援スキーム作りと、そのプロセスの担い手である支援チームの育成が不可欠だからだ。気持ちだけでは難民受

受け入れはできない、しかし気持ちがないと難民受け入れは進まない。スウェーデンの自治体から学ぶことは、試行錯誤を繰り返しながら、ホスト社会の住民と難民が共に活躍できる社会のストーリー作りをいかに裏づけのある支援プロセスを通じて実現することができるかである。

注

- (1) ユースダール市は、スウェーデンの首都ストックホルムから高速鉄道で北に3時間半ほどの場所に位置する。人口は、18,900名で65歳以上が24%を占め高齢化が進んでいる。また、失業率も7~8%で高止まりで推移している。2011年まで難民受入は平均60名程度で移民庁からの要望数より下回る受け入れであったが、2012年から要望数を大きく上回り、2015年は160名を超える人数の受け入れを進めている。
- (2) 初出 原題「第4章 北欧における難民受け入れをめぐる現状 3. 北欧における難民の受け入れ — 各国編 (1)スウェーデンの事例」、『「難民受入政策の調査と提言」事業調査報告書』, 2014年2月。
- (3) 第三国定住とは、すでに母国を逃れて難民となっているが、一次避難国では保護を受けられない人を他国(第三国)が受け入れる制度である。難民は、避難先の国から第三国に移動することにより、保護を受けることができ、長期的に定住することができる。難民の定義は、世界人権宣言(1948)と難民の地位に関する条約(1951)の2つをあわせた難民条約では、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという、

- 十分に理由のある恐怖があるために国籍国の外にいる人で、国籍国の保護を受けられない人、または保護を望まない人」と定義している(参照:<https://www.refugee.or.jp/refugee/rst.shtml> <http://www.unhcr.or.jp/html/protect/treaty/>)。
- (4) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees) は1950年12月14日、3年間のマンデート(委任権限)で難民救済を完了し解散するという楽観的な見通しの下、国連総会によって設立(参照:<http://www.unhcr.or.jp/html/ref-unhcr/unhcr/>)。
  - (5) UNHCR, 2014, *Country Chapters — UNHCR Resettlement Handbooks Sweden page. 3*
  - (6) Migrationsverket, 2015, “*Syria prioritised in the Swedish refugee quota*”.
  - (7) スウェーデン移民庁第三国定住担当部長の Oskar Ekblard 氏 (head of department, head of Swedish Resettlement Program at Swedish Migration Agency) によると2016年1月より、現在任意で難民受入を行っている各自治体での住宅確保困難な状況を受けて全自治体での受け入れを義務付ける法案作りが進んでいる。また、ユースダール市の定住支援課課長の Kenneth Forssell 氏によると2016年3月1日より、在留資格を持つ難民に対して全自治体での受け入れ(住居用意)が義務化される、と移民庁より2016年2月19日に通達があったとのこと。
  - (8) Migrationsverket, 2015, “*Applications for asylum received, 2015*”.
  - (9) Migrationsverket, 2015, “*The Swedish Migration Agency is no longer able to offer accommodation to all asylum seekers*”.
  - (10) NHK News Web, 「スウェーデン難民受け入れ巡り混乱続く」, [www3.nhk.or.jp/news/html/20160131/k10010392521000.html](http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160131/k10010392521000.html)